

退職したあとに給付を受けられるとき

退職すると被保険者資格を失いますが、退職後も当健康保険組合から給付を受けられる場合があります。

資格喪失後も給付を受けられる場合があります

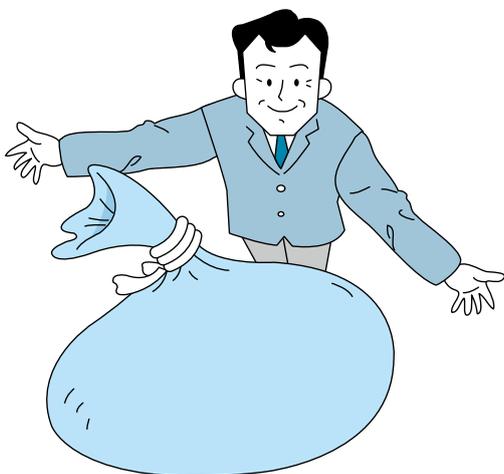
退職して被保険者資格を失った後でも、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)については、一定の条件を満たしていれば、当健康保険組合から給付を受けることができます。

○給付が受けられる人

退職前に継続して1年以上被保険者期間があった人

○法定給付分が受けられます

傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)、それぞれ法定給付分が支給されます。



Q&A

Q 資格喪失後にもらえる給付は、家族も対象になるのですか？

A 資格喪失後の給付は被保険者が対象になります。家族出産育児一時金や家族埋葬料は給付の対象になりません。

こんなときに受けられます

傷病手当金の場合

- 支給の条件
退職時に傷病手当金を受給中で、引き続きその病気やけがの療養のために働けない場合
- 支給される期間
傷病手当金の受給期間満了まで
※老齢厚生年金等を受給している場合は支給されませんが、老齢厚生年金等の額が傷病手当金よりも低額な場合は、差額が支給されます。

出産手当金の場合

- 支給の条件
退職時に出産手当金を受給中の場合
- 支給される期間
出産手当金の受給期間満了まで

出産育児一時金

- 支給の条件
資格喪失後6カ月以内に出産した場合

埋葬料(費)

- 支給の条件
 - ・資格喪失後3カ月以内に被保険者が死亡した場合
 - ・資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の受給中もしくは受給終了後3カ月以内に被保険者が死亡した場合
 ※資格喪失後3カ月以内の死亡については、被保険者期間が1年以上なくても支給対象になります。